

第70回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

平成29年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
4階「フィガロ」の間

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

平成29年6月21日（水曜日）午後5時00分まで



株式会社 久 世

証券コード：2708

経営理念

私達は、
明るい**信頼**される
会社にします

私達は、
お客様の立場に立ち、
最高の商品とサービスを
提供します

私達は、
絶えず革新に**挑戦**し、
たくましい会社に
します

私達は、
お客様、お取引先の
繁栄と株主、社員の
幸福に貢献します

私達は、
そのために会社の
成長と発展を
果たします

私達のありたい姿

システムで **運ぶ、つくる、考える**
「**頼れる食のパートナー**」

私達の使命は、創業以来続けてきた「食」で社会に貢献すること。
常に「挑戦」「成長」を続け「最高」の商品とサービスを提供する
ことで、全てのステークホルダーの「幸福」を実現し、
「信頼」される会社を目指しています。

私達の目指す役割

フードサービス・ソリューション・カンパニー

「運ぶ」「つくる」「考える」という3つの観点から、
『繁盛店づくり』のための様々なサポートを行い、課題を解決する
『フードサービス・ソリューション・カンパニー』です。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素から当社の事業運営に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社の第70回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当期の事業環境を振り返りますと、外食市場では、節約志向による外食から中食へのシフト、若者のアルコール離れに伴う外食離れなどにより、平成24年以降拡大を示しておりました市場傾向に頭打ち感が見られるようになりました。一方、中食市場においては、拡大のペースはやや鈍化したものの、女性の社会進出や高齢者の増加に伴う内食から中食へのシフトもあり、引き続き拡大基調を維持しております。

このような状況の下、当期の業績は、売上は昨年1月に取引を解消した大口取引先への売上が年間を通して無くなったこともあり約58億円の減収となりましたが、既存顧客との取り組みの深耕、適正利潤の獲得に努めました結果、営業利益につきましては前年同期を上回る成績を残すことが出来ました。当期純利益につきましては前年同期比で約9%の減少となりました。

当社は「頼れる食のパートナー」を事業ミッションに据え、お客様利便性向上のために長年にわたって「品揃えの意志あるフルライン化」と「商物分離による提案営業力の強化」に取り組んでまいりました。これら2つの軸は今後とも一貫して維持しつつ、事業環境の変化に柔軟に対応してまいる所存です。株主の皆様には、引き続き倍旧のご高配、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株式会社 久 世 代表取締役社長
久世 健吉

証券コード2708
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋二丁目29番7号
株式会社 久 世
代表取締役社長 久 世 健 吉

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

-
- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階「フィガロ」の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第70期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告および計算書類内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
-

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類および事業報告、計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kuze.co.jp>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。
- ◎本総会終了後に、引き続き株主様に、当社の事業をより一層ご理解いただく場といたしまして、「会社説明会」を開催いたします。ご多忙中とは存じますが、お時間の許す限りご出席を賜りますようご案内申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の2つの方法がございます。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

平成29年6月22日（木曜日）午前10時
＜受付は午前9時00分に開始いたします＞

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

郵送によるご行使



行使期限

平成29年6月21日（水曜日）午後5時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう
ご返送ください。

- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、中長期的視点での健全な株主資本を構成していくことと業績動向および財務体質の強化を考慮しつつ、安定配当の維持を基本に置きながら弾力的に株主還元を図っていくことの二点を最重点に置いてご提案をしていく方針であります。

当期の期末配当につきましては、以上の基本方針および当期業績等を勘案し、1株につき12円とさせていただきます。

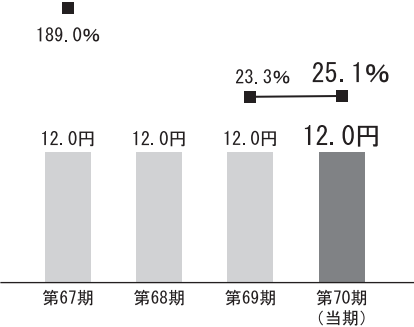
期末配当に関する事項

1 配当財産の種類 金銭

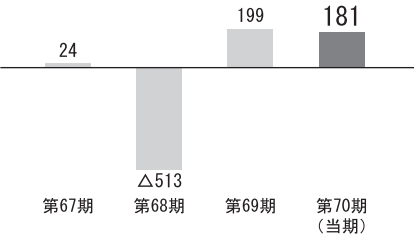
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金12円 総額 44,417,124円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月23日

■ 1株当たり配当金（年間）
— 配当性向



■ 当期純利益（単位：百万円）



第2号議案

取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** **く ぜ けん きち** **久 世 健 吉** (昭和20年8月30日生) **再 任**

候補者の有する当社の株式数

686,525株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年4月 当社入社
昭和49年5月 当社専務取締役
昭和53年5月 当社代表取締役副社長
平成2年4月 当社代表取締役社長（現任）
平成22年6月 キスコフーズ株式会社取締役（現任）
平成24年5月 久華世(成都)商貿有限公司董事長
平成25年4月 久華世(成都)商貿有限公司董事（現任）

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
久華世(成都)商貿有限公司董事

候補者番号

2

く ぜ しん や
久 世 真 也

(昭和47年 9 月 27 日生)

再 任

候補者の有する当社の株式数

262, 150株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成14年10月 当社入社
平成19年 6 月 当社取締役営業本部東京支店副支店長
平成19年12月 当社取締役経営企画室長
平成21年 5 月 当社取締役広域営業本部副本部長兼広域営業部長
平成21年 7 月 当社常務取締役広域営業本部副本部長兼広域営業部長
平成22年 6 月 キスコフーズ株式会社代表取締役社長
平成22年 7 月 当社常務取締役
平成23年 5 月 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 代表取締役社長（現任）
平成23年 7 月 当社取締役
平成24年 5 月 久世(香港)有限公司董事（現任）
平成26年 4 月 旭水産株式会社取締役（現任）
平成26年 6 月 当社取締役副社長
キスコフーズ株式会社取締役（現任）
株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
平成27年 4 月 当社取締役副社長営業本部長（現任）
久華世(成都)商貿有限公司董事（現任）
平成27年 8 月 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役（現任）
平成28年 3 月 上海日生食品物流有限公司監事（現任）

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
株式会社久世フレッシュ・ワン監査役
旭水産株式会社取締役
久世(香港)有限公司董事
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 代表取締役社長
久華世(成都)商貿有限公司董事
上海日生食品物流有限公司監事

候補者番号

3

まつざきとしゆき
松崎俊幸

(昭和23年 8 月 30 日生)

再任

候補者の有する当社の株式数		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3,000株		
平成9年10月	当社入社	
平成14年6月	当社取締役営業本部特販営業部長	
平成19年4月	当社常務取締役営業本部東京支店長兼営業本部アクロス営業部長	
平成21年7月	当社専務取締役営業本部長兼営業本部物流部長	
平成22年9月	当社専務取締役営業本部長兼東京支店長	
平成23年9月	久世(香港)有限公司董事	
平成24年1月	当社専務取締役営業本部長兼営業開発部長	
平成24年5月	久世(香港)有限公司董事長(現任)	
	久華世(成都)商貿有限公司董事(現任)	
平成25年6月	キスコフーズ株式会社取締役	
平成25年7月	当社専務取締役営業本部長	
平成26年4月	旭水産株式会社取締役(現任)	
平成27年4月	当社専務取締役(現任)	
重要な兼職の状況		
旭水産株式会社取締役		
久世(香港)有限公司董事長		
久華世(成都)商貿有限公司董事		

候補者番号

4

かとうひろただ
加藤 広 忠

(昭和30年11月22日生)

再 任

候補者の有する当社の株式数

9,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 7 月	当社入社
平成16年 6 月	当社取締役人事総務部長
平成16年 7 月	当社取締役業務本部人事総務部長
平成19年 6 月	キスコフーズ株式会社取締役（現任）
平成20年 5 月	当社取締役人事総務部長
平成21年 5 月	当社取締役業務本部人事総務部長
平成21年10月	株式会社久世フレッシュ・ワン取締役（現任）
平成22年 7 月	当社取締役業務本部長兼人事総務部長
平成23年 7 月	当社取締役経営サポート本部人事総務部長
平成24年 4 月	当社取締役経営サポート本部長兼人事総務部長
平成28年 4 月	当社取締役経営サポート本部長（現任）

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
株式会社久世フレッシュ・ワン取締役

候補者番号	5	ご後藤明彦	(昭和29年8月27日生)	再任
-------	---	-------	---------------	----

候補者の有する当社の株式数

1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成18年3月	当社入社
平成18年6月	当社業務本部経理部長兼財務管理課統括MG
平成19年12月	キスコフーズ株式会社監査役
平成21年5月	当社業務本部経理部長
平成21年10月	株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
平成22年7月	当社業務本部経理部長兼財務管理課統括MG
平成23年4月	当社経営サポート本部経理部長
平成24年5月	久華世(成都)商貿有限公司監事(現任)
平成25年6月	当社取締役経営サポート本部経理部長(現任)

重要な兼職の状況

久華世(成都)商貿有限公司監事

候補者番号	6	くり栗林勉	(昭和39年5月30日生)	再任
-------	---	-------	---------------	----

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成5年4月	あさひ(現 西村あさひ)法律事務所入社
平成15年4月	栗林総合法律事務所開設、同代表弁護士(現任)
平成21年4月	法制審議会委員(非訟事件手続法・家事審判法部会)
平成26年4月	東京弁護士会副会長
平成26年6月	当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

栗林総合法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役候補者 久世健吉氏は、当社との間に次の特別の利害関係があります。
当社は同氏との間に、不動産の賃貸借契約書に基づく賃借取引があります。
2. 上記 1 を除き各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 栗林勉氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は栗林勉氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者栗林勉氏の選任理由について
- (1) 同氏は弁護士として長年にわたり活躍され、幅広い経験と企業法務および国際法務に関する高度な知識を有されておられることから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 同氏は、栗林総合法律事務所の代表弁護士を兼任しており、同社と当社の間には顧問契約に基づく取引関係がありますが、その契約金額は僅少であることから、独立性は十分に確保されているものと判断しております。
- (3) 同氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
当社は、平成29年4月27日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。
これは、当社がプライベートブランド商品の製造を委託しているお取引先様との契約に基づき「リベート」「特別条件」等としてお取引先様から金員を收受していた行為が、下請法の規定（第4条第1項第3号）に違反すると判断されたものです。
同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんが、平素より取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しており、本件においても取締役からの報告を求め、下請法を始めとする関係法令の遵守および再発防止に向けた提言を積極的に行うなど、その職責を果たしております。
- (4) 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）候補者である同氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

(添付書類) **事業報告** (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

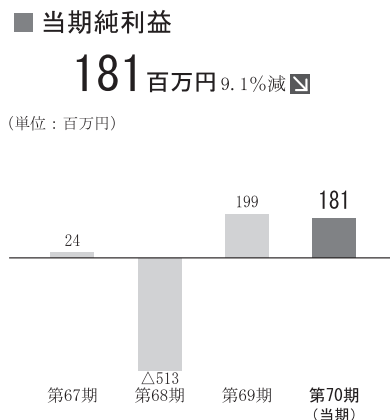
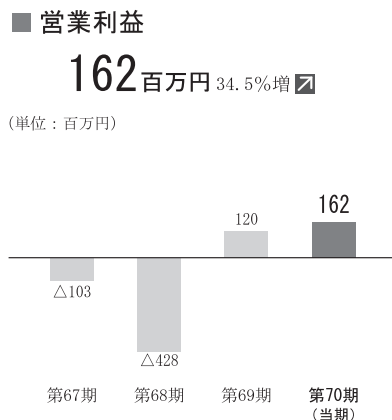
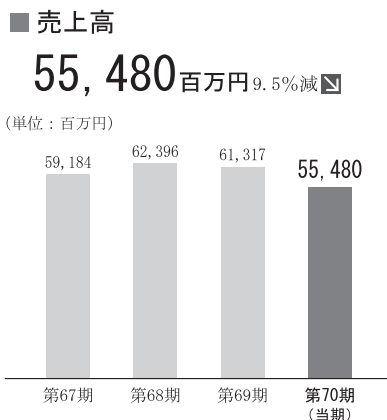
① 事業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、政府の経済政策を背景に緩やかな景気回復基調で推移したものの、英国のEU離脱問題、米国新大統領就任後の動向等、依然として先行き不透明な環境のもとに推移しました。

当社が事業活動の中心としております外食・中食市場におきましては、一部特色のある飲食店による伸びはあったものの、全般的には消費者の節約志向は続いており、インバウンド需要にも頭打ち感が見えはじめするなど市場は厳しい状況のまま推移しました。

このような状況のもと、安定的な収益基盤の構築を最優先課題とし、中期経営計画「第3次C&G中期経営計画」(平成27年4月～平成30年3月)の2年目として、新規得意先の開拓及び既存得意先との関係強化、提案営業を重視した営業体制の一層の整備と推進、徹底した物流業務の効率化による物流費の削減、業務の見直しによる品質向上を進め、引き続き事業ミッションに「頼れる食のパートナー」を掲げ、「お客様満足度No.1」、「三大都市圏No.1」の具体化に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当期の業績につきましては、売上高554億80百万円(前年同期比9.5%減)、営業利益1億62百万円(前年同期比34.5%増)、経常利益3億2百万円(前年同期比10.3%減)、当期純利益は1億81百万円(前年同期比9.1%減)となりました。



② 設備投資の状況

当期における設備投資の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当期における設備投資に伴う資金は、自己資金にて充当いたしました。なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関３行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当期末におけるコミットメントラインの総額は30億円で借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

当社が事業活動分野としております外食・中食業界におきましては、長期的には人口減少にともなう市場の縮小が懸念され、今後ますます企業間の競争激化による再編・淘汰が進み、少子高齢化による人材難も顕著になってまいりました。また、消費者の節約志向や安全性に対する意識が更に高まる等、環境は依然として厳しいものと予想されます。短期的には、平成31年10月に予定されている消費税増税に向け、顧客との信頼関係の強化と、情報システムを始めとする体制構築が必要になります。

このような状況のもと、顧客のより専門化したニーズにきちんと応え、更なる顧客満足度の向上を図りつつ、人材育成に注力し、継続的な収益の確保と拡大を実現できる経営体制の確立が最重要課題と考えます。

⑨ 法令の厳守とガバナンスの強化

当社は、平成29年４月27日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社がプライベートブランド商品の製造を委託しているお取引先様との契約に基づき「リベート」「特別条件」等としてお取引先様から金員を收受していた行為が、下請法の規定（第４条第１項第３号）に違反すると判断されたものです。

当該下請代金の減額とされた金額（50百万円）全てについて平成29年４月20日までに返還いたしました。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員および全社員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンスの強化と再発防止に努めて参ります。

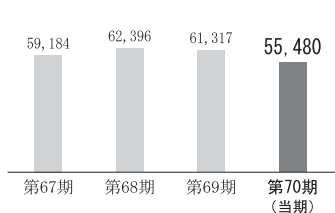
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 67 期 (平成26年 3 月期)	第 68 期 (平成27年 3 月期)	第 69 期 (平成28年 3 月期)	第 70 期 (当 事 業 年 度) (平成29年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	59,184	62,396	61,317	55,480
経常利益または経常損失(△) (百万円)	119	△283	337	302
当期純利益または当期純損失(△) (百万円)	24	△513	199	181
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ま た は 当 期 純 損 失(△) (円)	6.35	△132.40	51.59	47.86
総 資 産 (百万円)	16,877	16,752	15,983	15,955
純 資 産 (百万円)	3,888	3,564	3,663	3,720
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,002.53	919.05	962.25	1,005.05

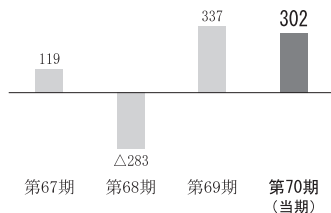
■ 売上高

(単位：百万円)



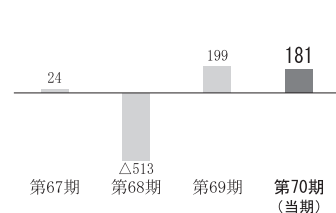
■ 経常利益

(単位：百万円)



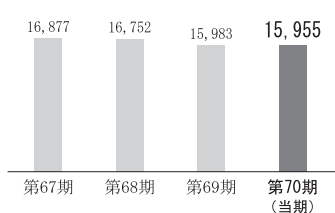
■ 当期純利益

(単位：百万円)



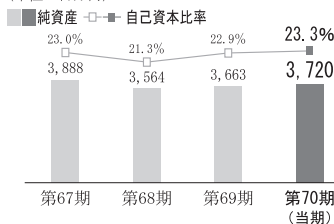
■ 総資産

(単位：百万円)



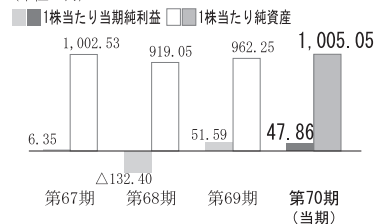
■ 純資産／自己資本比率

(単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益／1株当たり純資産

(単位：円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
キ ス コ フ ー ズ 株 式 会 社	300 百万円	100.0 %	ブイヨン、スープ、ソース等の製造販売
株 式 会 社 久 世 フ レ ッ シ ュ ・ ワ ン	30 百万円	100.0 %	生鮮野菜および農産物の販売
旭 水 産 株 式 会 社	50 百万円	100.0 %	水産物の仕入・販売ならびに加工食品の開発 および販売
久 世 (香 港) 有 限 公 司	18 百万HK\$	100.0 %	海外事業における情報収集
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED	6 百万NZ\$	100.0 % [100.0]	ソース類の製造

(注) 「議決権比率」欄の[内書]は、間接所有であります。

(4) 主要な事業内容

ホテル、会館、レストラン、居酒屋、ファーストフード、ケータリング、デリカ・惣菜、機内食等の外食・中食産業向業務用食材および資材の販売ならびに不動産の賃貸

(5) 主要な営業所等

- 本社 東京都豊島区東池袋二丁目29番7号
- 東京支店（東京都豊島区）

大阪支店（大阪府茨木市）

埼玉営業所（埼玉県戸田市）

墨田営業所（東京都墨田区）

藤沢営業所（神奈川県藤沢市）

神戸営業所（兵庫県神戸市）

浦和D C（埼玉県さいたま市）

横浜D C（神奈川県横浜市）

藤沢D C（神奈川県藤沢市）

名古屋D C（愛知県名古屋市）

大阪天保山D C（大阪府大阪市）
- 横浜支店（神奈川県横浜市）

多摩営業所（東京都武蔵野市）

千葉営業所（千葉県千葉市）

目黒営業所（東京都目黒区）

名古屋営業所（愛知県名古屋市）

戸田D C（埼玉県戸田市）

美女木D C（埼玉県戸田市）

川崎D C（神奈川県川崎市）

千葉D C（千葉県千葉市）

大阪D C（大阪府茨木市）

(6) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	222名	14名増	40.9歳	10.6年
女 性	88名	11名増	32.7歳	6.3年
合計または平均	310名	25名増	38.6歳	9.4年

- (注) 1. 上記従業員数には、子会社他よりの出向受入者5名、嘱託社員32名を含んでおります。
2. 上記従業員の他、子会社他に出向者25名がおります。
3. 上記従業員の他、臨時雇用者100名（1日1人7.5時間換算）を雇用しております。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	960百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	338百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	273百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	100百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	83百万円
農 林 中 央 金 庫	75百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	58百万円

2. 株式に関する事項

① 発行可能株式総数	12,000,000株
② 発行済株式総数	3,882,500株
③ 株主数	3,466名（前期末比5名減）
④ 大株主（上位10位）	

株主名	持株数	持株比率
久世健吉	686,525株	18.54%
久世真也	262,150株	7.08%
久世純子	210,700株	5.69%
久世社員持株会	184,025株	4.97%
株式会社トーホー	135,000株	3.64%
日本生命保険相互会社	130,000株	3.51%
久世将寛	126,800株	3.42%
三菱商事株式会社	125,000株	3.37%
株式会社みずほ銀行	125,000株	3.37%
久世晃介	123,200株	3.32%

（注）持株比率は、自己株式（181,073株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 世 健 吉		キスコフーズ㈱取締役 久華世(成都)商貿有限公司董事
取締役副社長	久 世 真 也	営業本部長	キスコフーズ㈱取締役 ㈱久世フレッシュ・ワン監査役 旭水産㈱取締役 久世(香港)有限公司董事 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 代表取締役社長 久華世(成都)商貿有限公司董事 上海日生食品物流有限公司監事
専務取締役	松 崎 俊 幸		旭水産㈱取締役 久世(香港)有限公司董事長 久華世(成都)商貿有限公司董事
取締役	加 藤 広 忠	経営サポート 本部長	キスコフーズ㈱取締役 ㈱久世フレッシュ・ワン取締役
取締役	後 藤 明 彦	経営サポート 本部経理部長	久華世(成都)商貿有限公司監事
取締役	栗 林 勉		栗林総合法律事務所代表弁護士
常勤監査役	伊 藤 英 夫		キスコフーズ㈱監査役 ㈱久世フレッシュ・ワン監査役
監査役	大 鹿 博 文		イーウェストコンサルティング㈱代表取締役 ㈱チャーム・ケア・コーポレーション社外監査役 ㈱スマートバリュー社外監査役
監査役	和 井 田 堯 彦		キスコフーズ㈱監査役

- (注) 1. 取締役栗林勉氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大鹿博文氏、和井田堯彦氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役栗林勉氏および監査役大鹿博文氏、監査役和井田堯彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 鎌田美紀男氏は、平成28年6月24日開催の第69回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

事業報告

② 会社役員の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	6名	143百万円	内社外 1 名 4百万円
監 査 役	3名	23百万円	内社外 2 名 11百万円
合 計	9名	167百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額（賞与を含む）19百万円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、平成19年 6 月27日開催の第60回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与とは含まない）とご決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成19年 6 月27日開催の第60回定時株主総会において年額36百万円以内とご決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額 9 百万円を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

- ・重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役栗林勉氏の兼職先である栗林総合法律事務所は当社と資本・商取引等の関係はありません。

社外監査役大鹿博文氏の兼職先であるイーウェストコンサルティング(株)および(株)チャーム・ケア・コーポレーション、(株)スマートバリューは当社と資本・商取引等の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会	監査役会	主な活動状況
社外取締役	栗 林 勉	16／16回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	大 鹿 博 文	16／16回 (100%)	12／12回 (100%)	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	和井田 堯 彦	16／16回 (100%)	12／12回 (100%)	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- (注) 当社は、平成29年 4 月27日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。
- これは、当社がプライベートブランド商品の製造を委託しているお取引先様との契約に基づき「リベート」「特別条件」等としてお取引先様から金員を収受していた行為が、下請法の規定（第 4 条第 1 項第 3 号）に違反すると判断されたものです。
- 各社外役員は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでしたが、平素より取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しており、本件においても取締役からの報告を求め、下請法を始めとする関係法令の遵守および再発防止に向けた提言を積極的に行うなど、その職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき

金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額を確認し、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

④ 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みおよび当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役、従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「経営理念」および社員の行動基準である「K U Z E WAY」を定め、これをすべての判断基準に据えて、目指すべき企業の実現のため邁進する。
- ② 業務が適正に遂行される体制構築のため、「基本規程」、「組織運営規程」、「就業規程」、「業務管理規程」等を定める。
- ③ 取締役が他の取締役の法令または定款違反を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存および管理を行う。
- ② 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「危機管理マニュアル」を定め、事業の推進に伴って生じ得るすべてのリスクを詳細に把握・分析しこれに備える。
- ② 定期的開催される内部管理定例会議において、各部門で発生しているリスクを共有するとともに上位組織の内部統制委員会にて対応を講じる。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に取締役、監査役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における業務が適正に遂行される体制構築のため、グループ共通の「経営理念」ならびに社員の行動基準である「K U Z E WAY」を定め、それを基礎としてグループ各社で規程を定めている。また、管理業務の一元化（人事・総務、経理・財務、業務システム）により適切な業務管理を行う。

- ② 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項について事前協議を行う。
- ③ 取締役は子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告する。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会、常務会、予算会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類を閲覧する。取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役および従業員は、重要な法令・定款違反等および当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告する。また、監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ 当社は、前号に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および従業員に対して不利益な取扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループ会社の役員および従業員に周知徹底する。
- ④ 監査役の職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、担当部門において審議のうえ不要であるとの証明がなされた場合を除き速やかに会社が負担する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役と定期的に意見および情報の交換を行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

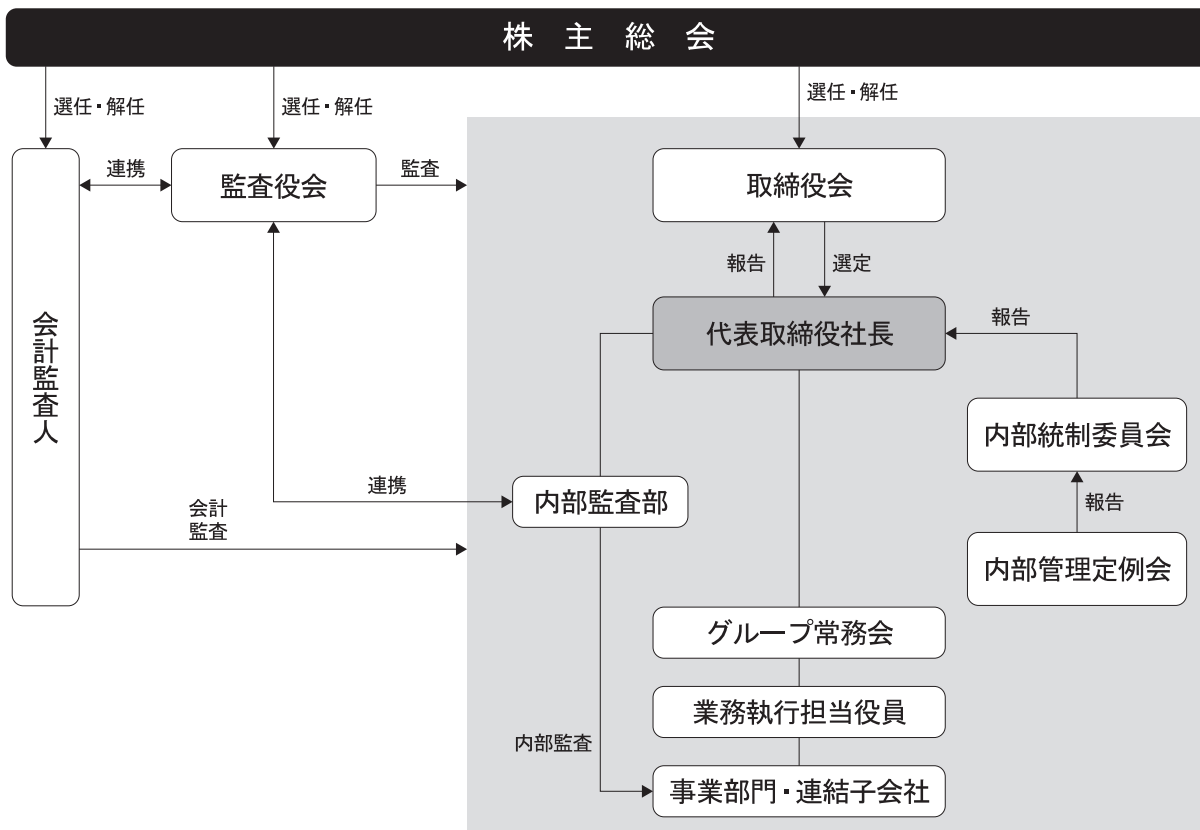
- ① 当社は金融商品取引法およびその他の法令の定めて従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的にを行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な情報共有ならびに業務遂行に努めました。当事業年度におきましては計16回開催いたしました。
- (2) 「内部管理定例会議」を四半期ごとに開催し、内部統制システムの運用状況の確認、リスクや問題点の把握、課題解決に向けた対応策の協議を行いました。
- (3) コンプライアンスについては、従業員の行動基準である「KUZE WAY」の入社時研修を行いました。
- (4) 関係会社の管理については「関係会社管理規程」を定め、諸施策の事前承認ならびに活動の結果、管理体制について報告を受けました。
- (5) 監査役は、取締役および使用人の職務の執行について監査を行うとともに、監査役会を12回開催し、監査に関する重要事項について協議を行いました。また、各取締役と情報交換を行うなど、執行部門と監査部門の連携を図りました。
- (6) 内部監査部は、実施した監査について社長および監査役に報告するとともに、「経営戦略会議」に報告いたしました。

■ コーポレート・ガバナンス体制



計算書類

貸借対照表（平成29年 3月31日現在）

科 目	金 額
（資産の部）	
流動資産	11,429
現金及び預金	2,925
売掛金	6,283
商品	1,598
貯蔵品	4
繰延税金資産	87
前払費用	77
未収入金	483
その他	2
貸倒引当金	△33
固定資産	4,526
（有形固定資産）	1,376
建物	518
構築物	1
機械及び装置	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	12
土地	796
リース資産	46
（無形固定資産）	126
借地権	36
ソフトウェア	26
リース資産	38
その他	25
（投資その他の資産）	3,023
投資有価証券	1,212
関係会社株式	660
長期貸付金	456
破産更生債権等	90
長期前払費用	33
敷金及び保証金	388
保険積立金	689
その他	0
貸倒引当金	△508
資産合計	15,955

（単位：百万円）

科 目	金 額
（負債の部）	
流動負債	10,567
支払手形	117
買掛金	8,460
1年内返済予定長期借入金	794
リース債務	49
未払金	689
未払費用	93
未払法人税等	91
未払消費税等	45
前受金	2
預り金	37
賞与引当金	170
その他	15
固定負債	1,668
長期借入金	1,094
リース債務	44
長期未払金	7
退職給付引当金	154
役員退職慰労引当金	149
資産除去債務	78
繰延税金負債	119
その他	20
負債合計	12,235
（純資産の部）	
株主資本	3,194
資本金	302
資本剰余金	291
資本準備金	291
利益剰余金	2,751
利益準備金	15
その他利益剰余金	2,736
別途積立金	2,110
繰越利益剰余金	626
自己株式	△151
評価・換算差額等	525
その他有価証券評価差額金	525
純資産合計	3,720
負債・純資産合計	15,955

損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		55,480
売上原価		45,967
売上総利益		9,513
販売費及び一般管理費		9,350
営業利益		162
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	54	
受取事務手数料	82	
物流業務受託収入	38	
その他	35	220
営業外費用		
支払利息	8	
支払手数料	13	
物流業務受託収入原価	55	
その他	2	80
経常利益		302
特別利益		
投資有価証券売却益	2	2
特別損失		
減損損失	0	
固定資産除却損	0	
貸倒引当金繰入額	24	25
税引前当期純利益		279
法人税、住民税及び事業税	102	
法人税等調整額	△4	98
当期純利益		181

計算書類

株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	302	291	15	2,110	490
当期中の変動額					
剰余金の配当					△45
当期純利益					181
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	—	—	—	—	135
当期末残高	302	291	15	2,110	626

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合 計					
当期首残高	2, 615	△55	3, 154	509	509	3, 663
当期中の変動額						
剰余金の配当	△45		△45			△45
当期純利益	181		181			181
自己株式の取得		△96	△96			△96
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				16	16	16
当期中の変動額合計	135	△96	39	16	16	56
当期末残高	2, 751	△151	3, 194	525	525	3, 720

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 商品

総平均法

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。ただし、賃貸業用のものについては定額法、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～45年

構築物 10年～20年

工具器具備品 2年～20年

その他 4年～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年であります。

計算書類

- (4) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度より費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

有形固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において計算書類への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に関する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	6百万円
長期金銭債権	455百万円
短期金銭債務	163百万円

2. 取締役に対する金銭債権 22百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,866百万円

4. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物	170百万円
土地	442百万円
計	612百万円

(2) 対応する債務

1年内返済予定長期借入金	340百万円
長期借入金	620百万円
計	960百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	158百万円
仕入高	2,196百万円
販売費及び一般管理費	1百万円
営業取引以外の取引高	56百万円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	減損損失
大阪支店	工具器具備品	0百万円

当社は、管理上の区分に基づき、資産をグルーピングしております。

大阪支店については、投資額に見合った収益を確保することが困難であり、今後において投資額の回収が見込めないと判断されるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、零として評価しております。

計算書類

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	3,882,500	—	—	3,882,500

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	75,173	105,900	—	181,073

(注) 平成29年2月14日の取締役会決議による自己株式の取得105,900株。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	45	12.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成29年6月22日開催の定時株主総会に次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	44	利益剰余金	12.0	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

賞与引当金	52百万円
貸倒引当金	166百万円
役員退職慰労引当金	45百万円
投資有価証券評価損	13百万円
関係会社株式評価損	83百万円
退職給付引当金	47百万円
資産除去債務	24百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	463百万円
評価性引当額	△258百万円
繰延税金資産合計	205百万円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△232百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△1百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△236百万円

(3) 繰延税金資産（負債）の純額

△31百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(1) 法定実効税率

30.86%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	3.36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.77%
住民税均等割額	1.71%
税率変更差異	0.07%
評価性引当額の変動	2.12%
その他	1.72%

(2) 税効果会計適用後の法人税等の負担率

35.07%

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当事業年度末現在、当社は、主に卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入にて資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、当社は投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり顧客の信用リスクが存在します。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクおよび発行主体の信用リスク等が存在します。

支払手形及び買掛金は、事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、販売管理規程に従い営業債権について、営業本部で取引先の信用状況を把握するとともに債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、その見込みとの乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。((注2)参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,925	2,925	—
(2) 売掛金	6,283	6,283	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,210	1,210	—
(4) 支払手形	(117)	(117)	—
(5) 買掛金	(8,460)	(8,460)	—
(6) 長期借入金	(1,888)	(1,889)	1

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価の差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	452	1,210	758
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
合 計		452	1,210	758

(4) 支払手形、並びに(5)買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。また、関係会社株式(貸借対照表価額660百万円)についても同様の理由により記載しておりません。

計算書類

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	2,925
売掛金	6,283
投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	—
合 計	9,209

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	794	577	377	140	—
合 計	794	577	377	140	—

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	キスコフーズ㈱	(所有) 直接100.0%	当社商品の販売 同社製品の一部 購入 不動産の賃貸 役員の兼任	営業取引 (注1)	製品の仕入	1,459	買掛金	129
					未収入金			3
				営業取引 以外の取引	不動産の賃貸	134	—	—
					配当の受取	34	—	—
子会社	㈱久世 フレッシュ・ワン	(所有) 直接100.0%	同社商品の一部 購入 資金の貸付 役員の兼任	営業取引 (注1)	商品の仕入	676	買掛金	25
				営業取引 以外の取引	利息の受取	4	長期貸付金	455

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件は、市場相場を勘案し決定しております。

2. 記載金額の内、取引金額には消費税を含まず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 関係会社への貸付金につき、合計417百万円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において、24百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

計算書類

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	久世健吉	(被所有) 直接 18.54%	当社代表取締役社長	不動産の賃借（注1）		37	—	—
				不動産の賃借に対する 保証金の差入れ		—	保証金	22
役員の 近親者	久世良三	—	当社代表取締役社長の実弟 (株)サンクゼール 代表取締役社長	営業取引 (注2)	商品の売上	32	売掛金	9
					商品の仕入	3	買掛金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 久世健吉氏からの本社および駐車場用地の賃借料について、本社については不動産鑑定士の鑑定評価額により、駐車場用地については近隣の取引実勢価格によっております。また、当初賃料の8ヶ月分相当を保証金として差し入れております。
2. 久世良三氏との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。
株式会社サンクゼールとの当社商品の販売・購買については、市場価格を参考に決定しております。
3. 記載金額の内、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,005円05銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 47円86銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月24日

株式会社 久 世

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 尾 稔 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社久世の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等から職務の執行状況について報告・説明を受け、事業運営の状況、取締役会の職務の執行状況、会計監査人による監査の実施状況について審議を重ねました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の状況及び子会社に於ける職務の執行状況について報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、当社が公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けた件については、再発防止策を実施し、法令遵守体制の徹底に取り組んでいる事を確認しております。
- 三、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも継続的な内部統制システムの整備・充実が重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

株式会社 久 世 監査役会

常勤監査役 伊 藤 英 夫 ㊞

社外監査役 大 鹿 博 文 ㊞

社外監査役 和井田 堯 彦 ㊞

以 上

〈メ 毛 欄〉

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

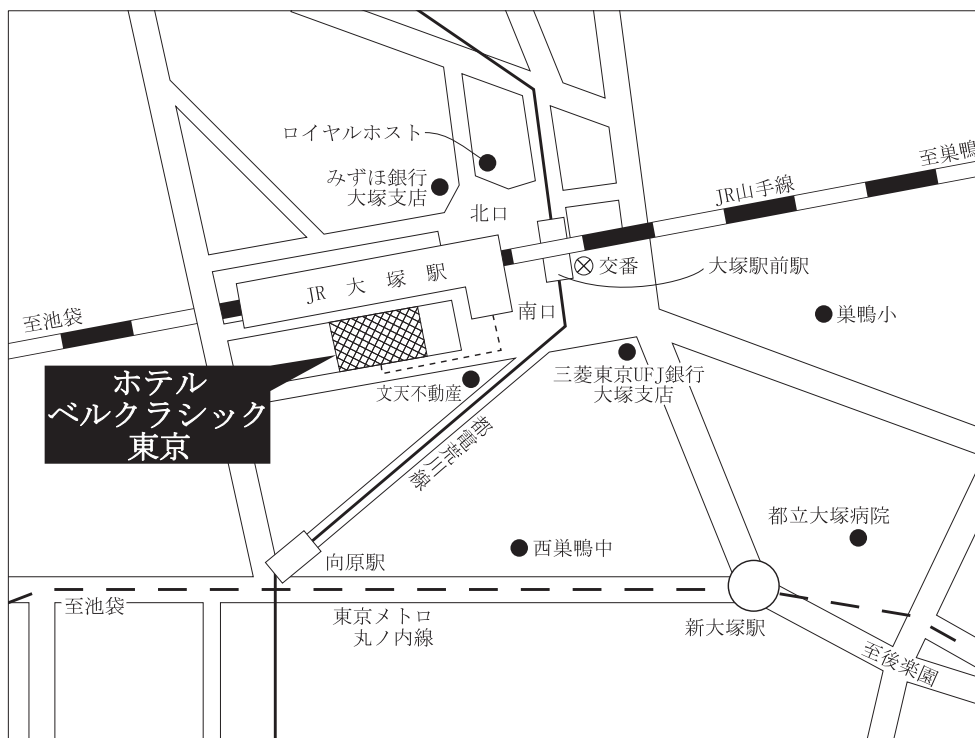
.....

.....

株主総会会場ご案内図



- 日 時 平成29年 6 月22日（木曜日）
- 会 場 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階「フィガロ」の間
電話 03-5950-1200（代表）
- 交 通 JR山手線 大塚駅 南口より 徒歩約2分
都電荒川線 大塚駅前駅より 徒歩約2分
東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅より徒歩約7分



株式会社 久 世